

阿久根市における観光開発の可能性調査等に関する連携協定書

HKR Japan株式会社(以下「甲」という。)と阿久根市(以下「乙」という。)は、乙の区域における観光開発の可能性に関する検討、調査等について、相互連携により取り組むため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携のもと、協働による取組を推進することにより、将来にわたる乙の観光振興をはじめとした地域活性化に資することを目的とする。

(相互連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携し、誠意をもって取り組むこととする。

2 甲は、次に掲げる事項について、乙と協議の上、検討、調査等を行い、その具体的な成果物を乙に示すこととする。

- (1) 旧国民宿舎跡地を含む土地(以下「跡地等」という。)を中心とした宿泊施設を含めた観光振興に資する開発(施設整備を含む。)の可能性に関すること
- (2) 跡地等を活用した事業構想(案)及び具体的な整備計画(案)に関すること。
- (3) これまでにない魅力ある観光地「阿久根」の創出及びインバウンドを含めた観光誘客プロモーションの方策に関すること。
- (4) 交流人口増による地元雇用の創出並びに地元産品の消費拡大を通じた地域経済の浮揚方策に関すること
- (5) 地域資源の掘り起こし及び活用の方策に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項を検討、調査等する上で必要となる乙の対応策(民間の対応策を含む。)に関すること。

3 乙は、前項に規定する甲の検討、調査等に必要となる次の取組を行う。

- (1) 開発の可能性を有する場所、土地に関する情報の提供
- (2) 跡地等を活用した観光振興に資する事業に対する支援内容の検討及び提案
- (3) 前項第6号の規定により提示された対応策に対する具体的な取組の検討及び提案
- (4) その他甲の検討、調査等に必要な情報の提供

4 甲及び乙は、乙の区域及び全国における宿泊を伴う観光客数の推移、ニーズ等に関する直近の現状及び誘客に際しての課題について情報の共有を図るとともに、これらを踏まえた第2項における検討、調査等の状況について、市民、議会及び市内の各関係団体(以下「市民等」という。)に説明し、意見交換を行う機会を提

供するなど、新たな観光振興策に対する市民等の機運の醸成に資する取組を連携して行う。

5 甲及び乙は、前項までの取組を踏まえた成果等については、本協定の締結の日から概ね1年をめどに取りまとめてこととし、その成果等についても、甲乙協議の上、市民等に連携して周知する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(協定の有効期間及び更新)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙いずれからも特段の申出がないときは、1年間延長し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月 7日

甲 東京都千代田区内幸町1-1-7
NBF日比谷ビル15F 1511
HKR Japan株式会社
代表取締役



乙 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市
阿久根市長

